

5 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

別紙中1「長島町地方就職学生支援金交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A 誓約する	B 誓約しない
別紙中2「わくわくかごしま移住促進事業に係る個人情報の取扱いに関する同意事項」に記載された内容について	A 同意する	B 同意しない
卒業後に当該企業へ就職し本町に5年以上継続して居住する意思について	A 意思がある	B 意思がない
就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A 3親等以内の親族に該当しない	B 3親等以内の親族に該当する
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者で無いことについて	A 誓約する	B 誓約しない

※ 各種確認事項のBに○を付けた場合は、地方就職学生支援金の支給対象となりません。

6 在学歴

期間	大学名・学部名・学科名	在学地
年 月 日～ 年 月 日		都 区 県 市
年 月 日～ 年 月 日		都 区 県 市
年 月 日～ 年 月 日		都 区 県 市

7 添付書類

- (1) 写真付き身分証明書（本人確認ができるもの）
- (2) 卒業・修了証明書（卒業・修了日から就業開始日が1年以内のもの）
ただし、在学中に申請する場合には、在学証明書（卒業学年であることを確認できるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの在学証明書に加筆・捺印（公印）すること。）
- (3) 交通費の領収書
- (4) 就職先企業による証明書（新規採用者であること、対象経費の支給がないこと、申請者本人による当該企業への就職及び就業継続の意思の宣誓）
- (5) 移住元の住所を確認できる資料

管理コード（鹿児島県及び長島町使用欄）	
---------------------	--

別紙

1 長島町地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

(1) わくわくかごしま移住促進事業における地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、鹿児島県及び長島町から求められた場合には、それに応じます。

(2) 以下の場合には、わくわくかごしま移住促進事業における長島町移住支援金交付要綱第 10 条の規定に基づき、地方就職支援金の全額を返還します。

ア 地方就職学生支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

イ (在学中に交通費を申請する場合) 地方就職学生支援金の申請日から 1 年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額

ウ (在学中に交通費を申請する場合) 地方就職学生支援金の申請日から 1 年以内に長島町に転入しなかった場合 (ただし、申請時に既に長島町に住民票がある場合を除く)：全額

エ 地方就職学生支援金の要件を満たす職を就業から 1 年以内に辞した場合 (ただし、退職日から 3 か月以内になくわくかごしま移住促進事業における長島町移住支援金交付要綱第 2 条第 2 項第 2 号の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く)：全額

オ 就業開始日から 1 年以内に要件を満たす職を辞した場合 (ただし、退職日から 3 か月以内に第 4 条第 1 項第 2 号の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く。)：全額

カ 本町への転入日から 1 年以内に転出した場合。ただし、住民票を移さずに転出していた者については、第 2 条第 2 項第 2 号の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から 1 年以内に本町から転出した場合：全額

(3) 地方就職学生支援金の支給を受けた後に実施される長島町からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません
が、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

2 わくわくかごしま移住促進事業に係る個人情報の取扱いに関する同意事項

(1) 鹿児島県及び長島町は、鹿児島県地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、鹿児島県及び長島町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用することに同意します。

また、鹿児島県及び長島町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

(2) 長島町が、地方就職学生支援金の交付、返還等に必要範囲で、申請者の住民票等を取得し所在地確認を実施することや就業先への調査等により就業状況確認を実施することに同意します。

年 月 日

長島町長 様

長島町地方就職学生支援金交付申請書（移転費分）

長島町地方就職学生支援金の交付を受けたいので、わくわくかごしま移住促進事業における長島町地方就職学生支援金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 交付申請額

金額	円
----	---

3 勤務先企業

勤務先	企業名	
	所在地	
就業開始日	年 月 日	

4 移転内容

日付	移住元（東京圏）	移住先	費用※1

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

5 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A. 移住先（長島町）に元からある（移動させていない）※2	
B. 他地域から新たに移住してきた（移動させた）※2	

※2 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

6 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）※3

別紙中1「長島町地方就職学生支援金交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A 誓約する	B 誓約しない
別紙中2「わくわくかごしま移住促進事業に係る個人情報の取扱いに関する同意事項」に記載された内容について	A 同意する	B 同意しない
申請日から5年以上継続して、本町に居住する意思について	A 意思がある	B 意思がない
就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A 3親等以内の親族に該当しない	B 3親等以内の親族に該当する
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者で無いことについて	A 誓約する	B 誓約しない

※3 各種確認事項のBに○を付けた場合は、地方就職学生支援金の支給対象となりません。

6 在学歴

期間	大学名・学部名・学科名	在学地
年 月 日～ 年 月 日		都 区 県 市
年 月 日～ 年 月 日		都 区 県 市
年 月 日～ 年 月 日		都 区 県 市

7 添付書類

- (1) 写真付き身分証明書（本人確認ができるもの）
- (2) 卒業・修了証明書（卒業・修了日から就業開始日が1年以内のもの）
- (3) 移転費の領収書
- (4) 就職先企業による証明書（新規採用者であること、対象経費の支給がないこと、申請者本人による当該企業への就職及び就業継続の意思の宣誓）
- (5) 移住元の住所を確認できる資料

管理コード（鹿児島県及び長島町使用欄）	
---------------------	--

別紙

1 長島町地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

(1) わくわくかごしま移住促進事業における地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、鹿児島県及び長島町から求められた場合には、それに応じます。

(2) 以下の場合には、わくわくかごしま移住促進事業における長島町移住支援金交付要綱第 10 条の規定に基づき、地方就職支援金の全額を返還します。

ア 地方就職学生支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

イ (在学中に交通費を申請する場合) 地方就職学生支援金の申請日から 1 年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額

ウ (在学中に交通費を申請する場合) 地方就職学生支援金の申請日から 1 年以内に長島町に転入しなかった場合 (ただし、申請時に既に長島町に住民票がある場合を除く)：全額

エ 地方就職学生支援金の要件を満たす職を就業から 1 年以内に辞した場合 (ただし、退職日から 3 か月以内になくわくかごしま移住促進事業における長島町移住支援金交付要綱第 2 条第 2 項第 2 号の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く)：全額

オ 就業開始日から 1 年以内に要件を満たす職を辞した場合 (ただし、退職日から 3 か月以内に第 4 条第 1 項第 2 号の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く。)：全額

カ 本町への転入日から 1 年以内に転出した場合。ただし、住民票を移さずに転出していた者については、第 2 条第 2 項第 2 号の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から 1 年以内に本町から転出した場合：全額

(3) 地方就職学生支援金の支給を受けた後に実施される長島町からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません
が、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

2 わくわくかごしま移住促進事業に係る個人情報の取扱いに関する同意事項

(1) 鹿児島県及び長島町は、鹿児島県地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、鹿児島県及び長島町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用することに同意します。

また、鹿児島県及び長島町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

(2) 長島町が、地方就職学生支援金の交付、返還等に必要な範囲で、申請者の住民票等を取得し所在地確認を実施することや就業先への調査等により就業状況確認を実施することに同意します。

5 移転内容

日付	移住元（東京圏）	移住先	費用※1

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

6 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A. 移住先（長島町）に元からある（移動させていない）※2	
B. 他地域から新たに移住してきた（移動させた）※2	

※2 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

7 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）※3

別紙中1「長島町地方就職学生支援金交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A 誓約する	B 誓約しない
別紙中2「わくわくかごしま移住促進事業に係る個人情報の取扱いに関する同意事項」に記載された内容について	A 同意する	B 同意しない
申請日から5年以上継続して、本町に居住する意思について	A 意思がある	B 意思がない
就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A 3親等以内の親族に該当しない	B 3親等以内の親族に該当する
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者で無いことについて	A 誓約する	B 誓約しない

※3 各種確認事項のBに○を付けた場合は、地方就職学生支援金の支給対象となりません。

8 在学歴

期間	大学名・学部名・学科名	在学地
年 月 日～ 年 月 日		都 区 県 市
年 月 日～ 年 月 日		都 区 県 市
年 月 日～ 年 月 日		都 区 県 市

9 添付書類

- (1) 写真付き身分証明書（本人確認ができるもの）
- (2) 卒業・修了証明書（卒業・修了日から就業開始日が1年以内のもの）
- (3) 交通費及び移転費の領収書
- (4) 就職先企業による証明書（新規採用者であること、対象経費の支給がないこと、申請者本人による当該企業への就職及び就業継続の意思の宣誓）
- (5) 移住元の住所を確認できる資料

管理コード（鹿児島県及び長島町使用欄）

別紙

1 長島町地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

(1) わくわくかごしま移住促進事業における地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、鹿児島県及び長島町から求められた場合には、それに応じます。

(2) 以下の場合には、わくわくかごしま移住促進事業における長島町移住支援金交付要綱第 10 条の規定に基づき、地方就職支援金の全額を返還します。

ア 地方就職学生支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

イ (在学中に交通費を申請する場合) 地方就職学生支援金の申請日から 1 年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額

ウ (在学中に交通費を申請する場合) 地方就職学生支援金の申請日から 1 年以内に長島町に転入しなかった場合(ただし、申請時に既に長島町に住民票がある場合を除く)：全額

エ 地方就職学生支援金の要件を満たす職を就業から 1 年以内に辞した場合(ただし、退職日から 3 か月以内になくわくかごしま移住促進事業における長島町移住支援金交付要綱第 2 条第 2 項第 2 号の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く)：全額

オ 就業開始日から 1 年以内に要件を満たす職を辞した場合(ただし、退職日から 3 か月以内に第 4 条第 1 項第 2 号の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く。)：全額

カ 本町への転入日から 1 年以内に転出した場合。ただし、住民票を移さずに転出していた者については、第 2 条第 2 項第 2 号の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から 1 年以内に本町から転出した場合：全額

(3) 地方就職学生支援金の支給を受けた後に実施される長島町からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません
が、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

2 わくわくかごしま移住促進事業に係る個人情報の取扱いに関する同意事項

(1) 鹿児島県及び長島町は、鹿児島県地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、鹿児島県及び長島町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用することに同意します。

また、鹿児島県及び長島町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

(2) 長島町が、地方就職学生支援金の交付、返還等に必要範囲で、申請者の住民票等を取得し所在地確認を実施することや就業先への調査等により就業状況確認を実施することに同意します。